不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

令 和 ８ 年 ６ 月
消費者庁表示対策課

１．趣旨及び改正概要

第 221 回国会で成立した環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）により、「地方環境事務所」の名称を「地方環境局」に改めることに伴い、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第６号）様式第六において引用されている「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第 68 号）の施行に伴い、同様式裏面に記載の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

２．施行期日

令和８年７月１日（環境省設置法の一部を改正する法律の施行日）

３．今後の予定

公布　　令和８年６月 30 日
施行　　令和８年７月１日

以上